

資産形成において男女格差は存在するのか?

新見 陽子

概要

本稿では、教育や就業、所得などにおける男女格差と比べ、これまで看過されがちであった資産形成における男女格差について検証することを主たる目的とする。男女間および夫婦間における資産格差、また結婚が女性の資産形成に与える影響などについて分析した先行研究を概観した上で、「消費生活に関するパネル調査」からの個票データを用いて、日本における夫婦間の資産格差について検証する。先行研究では、一貫して、男女間のみならず夫婦間においても資産格差が確認され、男性に比べ女性の資産保有額が少ない傾向にあることが示されている。その主な要因としては、所得や労働市場における特色、ポートフォリオの構成などでみられる男女の違いが挙げられているほか、夫婦間の資産格差においては夫婦財産制などといった制度や夫婦間の交渉力の差などが一定の役割を担うことが示されている。ただし、主たる住居に関しては夫婦が共同で所有する傾向がみられるなど、住宅資産は男女間の資産格差を縮小させる働きを有することが指摘されている。他方、日本の個票データをもとに夫婦間の資産格差について検証したところ、日本においても夫婦間で資産格差が確認されたが、その度合いは欧米諸国を対象とした先行研究が報告しているものよりも大きいことが明らかになった。その主な理由としては、日本では夫婦が共同で主たる住居を所有することが欧米諸国ほど一般的ではないこと、また無職や非正規雇用者である女性が比較的多いことなどが挙げられる。これらの背景に

は、日本では、結婚による妻の所得の損失を夫からの資産移転で補填しにくい税制度になっていること、また税制度や社会保険制度が夫婦に妻の労働供給を抑えるインセンティブを与える設計になっていることなどがあると考えられる。

1. はじめに¹

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) では、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ること」が目標5として掲げられている。ジェンダーの平等は、基本的人権であるのみならず、持続可能な世界を実現するための重要な手段であるとも考えられている。言い換えれば、人類の半数にのぼる女性の権利や機会が保証されなければ、人々の潜在能力を開花させ、持続可能な世界を実現することは不可能だということである。しかしながら、ジェンダーの不平等は、今なお様々な場面で見受けられ、最も深く根を張った不平等の一つとなっている (UNDP 2019)。このように、ジェンダーの不平等は重要な社会課題の一つであることから、国際社会は、国連開発計画 (UNDP : United Nations Development Programme) のジェンダー開発指数 (Gender Development Index) やジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)、また世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index) など、教育や健康、経済、政治などの分野における男女格差を数値化するなどし、格差是正に向けた進捗状況を監視してきた。

¹ 本稿の執筆にあたり、慶応義塾大学パネルデータ設計・解析センターから「消費生活に関するパネル調査」の個票データの提供を受けた。ここに記して感謝の意を表す。

教育や就業、所得などにおける男女格差と比べ、これまで看過されてきたのが資産形成における男女格差である。資産格差に関しては、1980年代以降、多くの国で拡大傾向にあることは言うまでもない（例えば、Piketty 2014; Saez and Zucman 2016）。ただし、資産格差に関する実証研究は、資産が世帯内において均等に分配されているという仮定の下、世帯単位で行われることが多い。その主な原因となっているのがデータの制約である。格差などの研究には世帯調査からの個票データを用いることが多いが、世帯調査では、世帯員ごとに収集される学歴や所得などに関するデータとは異なり、資産に関するデータは世帯単位で収集されることがより一般的である。その結果、男女間の資産格差に関する研究が限定的になっていることに加え、世帯内資源配分に関する研究においては所得や消費に焦点が当てられ、世帯内で資産がどのように保有されているのかなどについてはこれまで殆ど研究されてこなかった。

それでは、なぜ、男女間、また世帯内での資産格差の実態を把握する必要があるのであろうか。その理由として主には次の2点が挙げられる。まず第一に、個人レベルでの資産格差を把握することで、社会全体における資産格差をより正確に捉えることができる。Frémeaux and Leturcq (2020) は、フランスのデータを用いて、家計資産の保有割合が夫婦間で等しいと仮定した場合、女性が保有する資産の割合が過剰評価され、これが個人単位での資産格差、また男女間の資産格差の過少評価につながってしまうことを指摘している。社会全体の資産格差の実態を把握するためには、個人の資産保有額を正確に捉える必要がある。

第二に、資産は、経済的困難な時期に生活水準を維持するための資金源となるほか、老後の生活費や世代間移転のための資金源にもなることから、生涯を通じて、また世代を超えて人々のウェルビーイングを決定づける重要な要因の一つである。男女間の所得格差も重要ではあるが、所得では格差の一時点の状況しか捉えることができない。これに対し、資産格差は、生涯を通じて格差がどのように蓄積されているのかを示しうるものである。加えて、世帯内における資産の分配は、世帯内の交渉力や意思決定力の分配にも影響するため、資産の所有は夫婦間

など世帯員の間でも重要である。特に、世帯内の交渉力などは、女性や女兒が世帯内で置かれている状況などにも影響しうるため、ジェンダーの不平等を理解する上でもその実態を把握することは極めて重要である。

以上の点を踏まえ、本稿の主たる目的は、資産形成における男女格差について検証することである。まず初めに、男女間および夫婦間における資産格差、また結婚が女性の資産形成に与える影響などについて分析した先行研究を概観し、主な論点を整理する。前述のとおり、データの制約などから、教育や就労、所得などにおける男女格差と比べ、資産形成における男女格差について分析した研究は未だに限定的ではあるものの、近年、ようやく先行研究により重要な傾向や知見が示され始めている。したがって、それらを概観することで、男女間の資産格差の実態やその要因などについて考察する。

次に、「消費生活に関するパネル調査」からの個票データを用いて、日本における夫婦間の資産格差について検証する。日本は、欧米諸国などと比較し、性別による分業が世帯内などにおいてより根強く残っているほか、税制度などがそれを助長するような設計となっている。欧米諸国を対象とした先行研究の結果と比較することで、男女間の資産格差に及ぼす税制度などの影響についても考察する。

本稿の構成は次のとおりである。第2節では、男女間の資産形成における差異について検証する際の基盤となる概念的枠組みについて説明する。第3節では、男女間および夫婦間における資産格差、また結婚が女性の資産形成に与える影響などについて分析した先行研究を概観する。第4節では、日本の事例を取り上げ、夫婦間の資産格差の実態について検証し、その背景にある要因について考察する。最後に、第5節では、本研究の政策的含意などについてまとめ、むすびとする。

2. 概念的枠組み

資産形成における男女格差の要因について考察するにあたっては、まず資産がどのように蓄積されるのかを理解する必要がある。式(1)で示す枠組みでは、 $t+1$ 期の資産(W_{t+1})は次の資産関数として表すことができる：

$$W_{t+1} = (1+r_t)W_t + (Y_t - C_t) + T_t \quad (1)$$

ここでは、 r_t はt期における資産の収益率、 Y_t および C_t はt期の所得および消費、 T_t はt期に受け取った世代間移転を示す。つまり、資産の蓄積は、主に次の3つの要因によってもたらされる：(i) ある収益率(r_t)で生み出される追加的資産、(ii) 貯蓄($Y_t - C_t$)、(iii) 世代間移転の受け取り(T_t)。

この枠組みに基づく、男女間の資産格差は、これら3つの要因における男女間の差異によってもたらされると考えることができる。一方、夫婦間においては、夫婦が一つの効用関数を共有する単一の経済主体として行動するのであれば(Becker 1981)、妻と夫は同一の資産関数を共有し、共同で資産を蓄積することが予想される。この場合、夫婦間では資産が均等に分配されるはずである。しかし、夫婦が異なる選好をもつ個人の集合として行動するのであれば(Chiappori 1988)、それぞれが異なる資産関数を有し、夫婦間での資産の分配は前述の3つの要因における夫婦間の差異などによって決定される²。

まず資産の収益率における違いであるが、これはポートフォリオの構成の違いによるところが大きい。そして、ポートフォリオの構成は、主には金融リテラシーやリスク選好、資産保有額などといった要因によって決定づけられる。これまでの研究によると、男性は女性よりも金融リテラシーが高く(Lusardi and Mitchell 2008; Tinghög et al. 2021)、また女性は男性よりもリスク回避度が高い傾向にあるため(Crosan and Gneezy 2009)、男性の方が女性に比べより高いリターンが得られるような資産配分を行う可能性が高い。これは、初期資産の水準が同じであったとしても、男性の方が女性よりも時間の経過とともにより多くの資産を蓄積する可能性が高いことを意味する。加えて、男性の方が女性よりも多くの収入を得る傾向にあるため、貯蓄に充てられる資産を当初からより多く保有している可能性も高い。夫婦間においては、これらの点に加え、男性の方が女性よりも遅く結婚する

傾向にあるため、結婚の時点で、夫は妻よりも多くの資産を保有していることが予想され、これもその後の夫婦間における資産蓄積の差に影響しうる。しかし、夫婦が主たる住居を共同で所有する場合、これは、結婚当初の保有資産が少ない傾向にある妻のその後の資産蓄積を後押しする可能性がある。Lersch (2017)は、ドイツにおいては、未婚女性よりも既婚女性の方がより多くの資産を蓄積する傾向にあり、その主な要因として既婚女性が夫と共同で行う住宅投資を挙げている。

貯蓄性向に関しては、一般的に男性の方が女性よりも収入が多いことから、男性は女性よりも生涯を通じてより多くの資産を蓄積する可能性が高い。男女間の収入の差をもたらし要因としては、性別による産業や職業の分離、また賃金や労働供給、雇用形態、勤続年数などにおける男女間の差などが考えられる。このような労働市場における男女格差を引き起こす要因の一つとして、女性の方が男性よりも家事や育児、介護などの負担をより多く負う傾向にあることが挙げられ、それが就業状況への影響などを通じて、男女間の資産格差にもつながっている可能性がある。

最後に、資産の蓄積には遺産や生前贈与などといった世代間移転の受け取りも影響する。これまでの先進国における分析では、世代間移転の分配に顕著な男女差は確認されない傾向にあるが(例えば、Edlund and Kopczuk 2009)、世代間移転は男性よりも女性にとって相対的に重要である可能性はある。その理由として、男性と比較し、女性の場合、資産収益や所得などといった資産を形成する他の要素が少ない傾向にあることが挙げられる。Black et al. (2022)は、ノルウェーの行政データを用いて、純労働所得や公的給付、世代間移転が資産化された合計として定義される「総流入」において、男性と比較して女性の場合、世代間移転がより重要な構成要素となっており、特に富裕層においてその傾向がより顕著であることを示している。Black et al. (2022)は、このような男女差は、世代間移転の額における男女差によるものというよりも、

² 実証研究では、単一モデル(unitary model)よりも集合体モデル(collective model)を支持する結果が得られる傾向にある。実証研究の展望に関しては、Chiappori and Molina (2020)などを参照されたい。

女性のその他の流入の水準が男性のそれよりも平均的に低いことに起因するものであると指摘している。これとは対照的に、日本に関する Hamaaki et al. (2019) の分析では、娘よりも息子、特に家系を継ぐ息子の方がより多くの遺産を受け取る傾向が強いことが示されている。

ここまでの議論は、資産関数の3つの構成要素、すなわち、ポートフォリオの構成、貯蓄、世代間移転の受け取りのすべてにおいて男女間で違いが確認され、いずれも女性よりも男性の資産形成を助長するものであることを示唆する。そして、これらの違いが、男女間、ひいては夫婦間における資産格差を引き起こしている可能性が高い。一方、妻と夫が共に出資し、共同で資産を蓄積するのであれば、結婚は男女間および夫婦間の資産格差の縮小において一定の役割を担う可能性もある。

3. 先行研究

ジェンダーの不平等に関しては、これまで教育や就業、所得などの側面を中心に数多くの研究がなされてきた。これとは対照的に、看過される傾向にあったのが資産形成における男女格差である。その主な原因の一つがデータの制約である。所得などのデータとは異なり、資産に関するデータの場合、通常の世帯調査では、世帯員単位ではなく、世帯単位で収集されることがより一般的である。したがって、個人レベルでの資産保有額に関するデータの入手が困難であることから、資産形成における男女間の差異について検証することは極めて難しい。単身世帯にサンプルを絞って男女間の資産格差について検証した研究（例えば、Austen et al. 2015; Schmidt and Sevak 2006）もあるが、サンプルの偏りの問題があることは否定できない。他方、ドイツの German Socio-Economic Panel (SOEP) やフランスの French Household Wealth Survey “Enquête Patrimoine” などといった調査では、資産に関するデータが個人レベルで収集されているため、近年、このようなデータを

活用した研究（例えば、Frémeaux and Leturcq 2020; Sierminska et al. 2010）や資産に関する行政データを活用した研究（例えば、Meriküll et al. 2021）などが増えつつある。これらの先行研究により、今まで問題視されてこなかった男女間あるいは夫婦間における資産格差の実態が明らかにされつつある。本節では、主に3つの側面、すなわち、(i) 男女間の資産格差、(ii) 夫婦間の資産格差、(iii) 結婚が女性の資産形成に与える影響、から先行研究を概観し、資産形成における男女間の差異やその要因などについて考察する。なお、第4節で日本の事例を取り上げることから、ここでは先進諸国に関する先行研究を中心に概観することとする³。

3.1. 男女間の資産格差

これまでの研究では、女性よりも男性の方がより多くの資産を保有している傾向が確認され、その主な要因として所得や労働市場における特色、ポートフォリオの構成などでみられる男女の違いが挙げられている。Ruel and Hauser (2013) は、米国では、男性と比較して、女性の生涯所得の低さが彼女たちの低い資産蓄積能力につながっていることを指摘している。同様に、Sierminska et al. (2010) は、ドイツにおける男女間の資産格差には、男女間の所得や労働市場における経験の差が大きく影響していることを示している。しかし、Sierminska et al. (2019) は、2002年から2012年にかけて、ドイツでは女性の労働市場への参加が増加し、その結果として職業構造が変化したことで、男女間の資産格差における説明要因としての労働市場関連（雇用形態や就業状況など）の役割が増し、逆に恒久所得の役割が減少したことを指摘している。

他方、Waitkus and Minkus (2021) は、同じくドイツにおいて、所得や任期、フルタイムの勤務経験などといった労働市場の特色の影響を取り除いた後でも、男女間の資産格差における職業の重要性を見出している。特に、自営業者やエンジニアのような技術職では女性の割合

³ 途上国に関する研究では、所有権や相続権などの観点から、男女間の資産格差、特に土地の所有における男女格差について検証した研究が中心となっている（例えば、Agarwal et al. 2021; Doss et al. 2015）。

が低く、教師や看護師のような社会・文化的職業では女性の割合が高いことが、男女間の資産格差を引き起こしていることを指摘している。Meriküll et al. (2021) も、エストニアでは、男性の方が自営業を営む傾向が強いことが、資産分布の上位における男女間の資産格差の重要な説明要因になっていることを示している。これは、男女間の資産格差が事業資産において最も大きいという事実にも反映している。このように、Meriküll et al. (2021) では、資産格差の主な要因として所得およびポートフォリオ構成における男女差が挙げられているが、世代間移転の受け取りや消費性向においては顕著な男女差は確認されていない。

男女間の資産格差におけるポートフォリオ構成の重要性は、他の研究でも示されている。一般的に、女性のポートフォリオは男性よりも分散されておらず、住宅などのようなりスクの低い資産に集中している傾向にある(例えば、Austen et al. 2014)。Szymborska (2022) は、米国では、持ち家には男女間の資産格差を縮小させる効果がある一方で、高利回り資産の所有における男女差は男女間の資産格差の拡大につながっていることを示している。Meriküll et al. (2021) もまた、エストニアでは、夫婦は主たる住居を共同で所有する傾向にあるため、住宅資産は男女間の資産格差を縮小させる重要な要因であるとしている。

興味深いことに、Austen et al. (2015) は、オーストラリアでは、2002年から2010年において男女間の資産格差が拡大し、この拡大は主に男性の単身世帯が所有する主たる住居の価値の上昇率が、女性の単身世帯が所有する資産の価値の上昇率よりも高かったことに起因していることを見出している。女性の単身世帯の方が男性の単身世帯よりも扶養する子どもがいる傾向が強いことを考慮すると、これは、ひとり親世帯が住宅取得に際し一定の障壁に直面していることを示唆するものである。扶養する子どもがいる場合、子育ての経済的負担に加え、育児のために労働時間が制限されてしまうことから、ひとり親世帯になる傾向の強い女性の単身世帯は男性の単身世帯よりも住宅選択においてより大

きな制約に直面している可能性がある(Austen et al. 2015)。

男女間の資産格差において年金が果たす役割に着目した研究もある。Warren (2006) は、英国では、男女間の資産格差の大部分は女性の年金資産が相対的に少ないことによるものだと説明している。一方、Cordova et al. (2022) は、ドイツでは、家族介護者の社会保険料の補助などといった法定年金制度の再分配機能により、資産分布の下位半分においては、年金が男女間の資産格差の縮小に貢献していることを示している。

最後に、Anglade et al. (2017) は、エクアドルにおいて、単身の世帯主における男女間の資産格差のみならずパートナーをもつ世帯主の間での資産格差についても検証し、パートナーをもつ世帯主における男女間の資産格差の方が単身の世帯主の場合よりも小さいことを見出している。このような結果を踏まえ、Anglade et al. (2017) は、エクアドルで導入されている共同所有を認める夫婦財産制などは男女間の資産格差の縮小に貢献するものであると論じている。他方で、Anglade et al. (2017) は、資産分布の下位および中央値の場合のみではあるが、世代間移転の受け取りにおける男女の違いが、男女間の資産格差につながっていることを示している。したがって、Anglade et al. (2017) は、男女間の資産格差への対応策としては、ジェンダー平等を促進するような結婚法・相続法の制定に加え、女性(特に貧困層の女性)の法的リテラシーの向上の重要性を強調している。

3.2. 夫婦間の資産格差

夫婦間の資産格差については未だに殆ど研究がなされておらず、世帯内資源配分に関する研究においては、これまで所得や消費に焦点が当てられてきた。著者が把握している限り、夫婦間の資産格差について検証した研究は次の3点のみである⁴。Grabka et al. (2015) によれば、ドイツにおいては、夫婦の資産に占める女性パートナーが保有する資産の割合は約37%である。この研究では、女性が自営業者であることや他国からの移住者ではないこと、世代間移転を受

⁴ ここで紹介する先行研究においては、夫婦とは必ずしも法的に婚姻関係にあるカップルに留まらない。

け取ったことがあること、高収入を得ていることなどといった要因が女性に有利に夫婦間の格差を縮小させる働きをもつことが示されている。加えて、女性が家計を管理している場合は夫婦間の資産格差は小さく、逆に、金銭的な意思決定において男性が最終決定権をもつ場合は格差が大きい傾向にあることが示されている (Grabka et al. 2015)。

Frémeaux and Leturcq (2022) は、フランスの事例を取り上げ、夫婦間の資産格差における夫婦財産制の役割について検証している。フランスでは、夫婦は結婚時に自分達が望む財産制度を選択することができる。この研究では、夫婦の資産に占める女性パートナーが保有する資産の割合は、2018年においては約42～51%であったことが示されているが、この割合は、夫婦の法的地位 (すなわち、未婚の同棲、シビル・ユニオン、結婚) や選択した夫婦財産制によって異なることが指摘されている。例えば、夫婦間の資産格差は別産制を選択した夫婦の間でより大きい傾向にあるものの、別産制を選択した夫婦の方が、共通制を選択した夫婦よりも、資産格差が時間の経過とともに縮小していくことが示されている。選択する夫婦財産制によるこのような違いは、もともと保有する資産の間に大きな乖離がある夫婦ほど別産制を選択する傾向が強いことによってある程度説明できるとしている (Frémeaux and Leturcq 2022)。

Rehm et al. (2022) によれば、オーストリアでは、夫婦の資産に占める女性パートナーが保有する資産の割合は約42%である。この研究では、夫婦間の資産格差においては両者の間の交渉力の差が重要な役割を担っていることが示されている。例えば、移民女性と居住国出身の男性の夫婦や女性が男性よりも顕著に若い夫婦の場合、平均して資産格差が大きい傾向にあることが指摘されている。他方、女性が世帯内で最も金融リテラシーが高い場合、夫婦間の資産格差が極めて小さくなることが示されている。加えて、高学歴の夫婦ほど夫婦間の格差が小さい傾向がみられるとし、これは、ジェンダー平等の規範が高学歴者の間でより広く受け入れられていることによるものである可能性もあるが、同類婚による可能

性も否定できないとしている (Rehm et al. 2022)。

3.3. 結婚と女性の資産形成

先行研究では、男女間のみならず夫婦間においても資産格差が確認され、夫に比べ妻の資産保有額が少ない傾向にあることが示されている。前述のように、個人資産に関するデータの入手が難しいことから、資産格差などといった資産に関する研究は、資産は世帯内で均等に分配されているという仮定の下で行われることが少なくないが、夫婦間における資産格差の存在はそのような仮定を疑問視するものである。ただし、欧米諸国を対象としたこれまでの研究では、少なくとも主たる住居に関しては夫婦が共同で所有する傾向がみられる (例えば、Grabka et al. 2015; Lersch 2017; Meriküll et al. 2021)。家計資産において大きな割合を占める住宅資産が夫婦共同の資産であるならば、結婚は女性の資産蓄積を後押しするものなのであろうか。本節の最後に、結婚と女性の資産形成に関する研究を概観する。

近年、結婚と資産との関係について検証した研究は増加傾向にあり、基本的には、結婚は人々の資産蓄積においてプラスの効果をもたらすことが示されている (例えば、Frech et al. 2017; Painter et al. 2015; Ruel and Hauser 2013; Ulker 2009; Vespa and Painter 2011)⁵。ただし、これまでの研究では、データの制約上、家計資産がアウトカム変数として使われることが一般的であった。夫婦の間で資産が均等に分配されているのであれば、このような分析に家計資産を用いることは何ら問題はない。しかしながら、本節でもみてきたように、これまでの研究では夫婦間においても資産格差が確認されており、夫婦の間で資産が均等に分配されている可能性は極めて低い。もちろん、夫婦の場合、どちらが所有しているかにかかわらず、住宅など、互いが所有している資産を共同で利用することは可能ではあるが、資産の共同利用は保証されているものではなく、婚姻関係が終われば、相手が所有する資産にアクセスできなくなる。加えて、相手が所有する資産を共同で利用する場合、夫

⁵ 結婚が資産形成に対しプラスの効果をもたらす理由については、Niimi (2022) を参照されたい。

婦の間に望ましくない経済的な依存関係を生み出す可能性もあるほか(Lersch 2017)、夫婦間の交渉力の分配にも影響しうる。そのため、結婚と資産との関係について検証するにあたっては、家計資産ではなく個人資産を用いて、妻および夫のそれぞれの資産形成において結婚がどのような影響を及ぼすのかを検証する必要がある。

結婚と資産との関係について、個人資産を用いて分析した研究は、著者が把握している限りLersch(2017)とNiimi(2022)のみである。ドイツの事例を取り上げたLersch(2017)では、妻および夫双方が、結婚による相当な資産プレミアムを得ていることが確認されている。しかし、妻の場合、結婚は夫婦による共同での住宅投資を通じて実物資産を増加させるが、金融資産においてはそのような効果は確認されていない。これとは対照的に、夫の場合、実物資産および金融資産の両方において、結婚が資産蓄積にプラスの効果をもたらすという結果が示されている(Lersch 2017)。

Niimi(2022)も、Lersch(2017)と同様、個人資産を用いて結婚と資産との関係を分析しているが、データの制約上、妻のケースのみを取り上げている。ドイツで得られた分析結果とは対照的に、日本の事例を取り上げたNiimi(2022)では、結婚は女性の資産形成にマイナスの影響を及ぼすことが示されている。その主な理由として、出産や育児などといった家庭の事情による退職や労働時間の短縮などにより、妻の生涯所得が限られてしまうことが考えられる。実際、Niimi(2022)では、少なくとも分析対象となった20歳代半ばから50歳代初めにかけて、未婚女性と比較し、既婚女性の資産蓄積が著しく限られていることが示されている。加えて、後述のように、日本の場合、夫婦間での資産移転は贈与税の対象となるため、このような結婚による妻の所得の損失を、夫からの資産移転で補填することは難しい。これらの理由から、妻が夫と共同で住宅を所有することが容易ではない日本では、女性の資産形成において住宅投資を通じた結婚による資産プレミアムは確認されない(Niimi 2022)。

このように、ドイツの事例とは対照的に、日本では結婚が女性の資産形成においてプラスの効果をもたらさないことを考慮すると、欧米諸国を対象とした先行研究で示された男女間の資産格差よりも、日本における男女間の資産格差の方がより顕著である可能性が高い。次節では、日本のデータを用いてこの点について検証することとする。

4. 日本の事例

前節のとおり、これまでの先行研究が示す分析結果によれば、資産形成において男女格差が存在することは明白である。ただし、夫婦間においては資産格差が確認されつつも、家計資産の重要な部分を占める住宅資産を夫婦が共同で所有している場合などにおいては、結婚は女性の資産蓄積を促進し、男女間における資産格差を縮小させる働きを有することも示されている。ただし、これまでに行われた先進諸国における男女間および夫婦間の資産格差に関する研究では、欧米諸国のみが分析対象となっている。また、結婚と資産との関係について分析したNiimi(2022)では、日本の場合、ドイツの事例とは対照的に、女性の資産形成において結婚による資産プレミアムが確認されないことも指摘されている。

以上のことから、本節では、日本の事例を取り上げ、欧米諸国以外の国・地域における男女間の資産格差の実態について検証する。日本は、他国に比べ、ジェンダー不平等がより顕著であることから、非常に興味深いケースといえる。世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数によると、2023年において、日本は146カ国中125位で、前年の116位から順位を下げており(World Economic Forum 2022, 2023)、ジェンダー平等の達成において日本が他国に後れをとっていることに疑いの余地はない。実際、日本の男女間の賃金格差は、OECD加盟国の中では、韓国、ラトビアに次いで3番目に大きい水準となっている⁶。加えて、日本では、欧米諸

⁶ これらの順位は2021年に関するものであり、「OECD.Stat」からのデータに基づく(2023年3月15日取得、https://stats.oecd.org/viewhtml.aspx?datasetcode=DEC_I&lang=en#)。

国などと比較し、世帯内での性別役割分担が根強く残っており、税制度などがそれを助長するような設計となっている。したがって、本節では、欧米諸国を対象とした先行研究の結果と日本の状況とを比較することで、男女間の資産格差に及ぼす税制度などの影響についても考察することとする。

4.1. データ

本節で用いるデータは、1993年から2016年において公益財団法人家計経済研究所が、2017年からは慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センターが毎年実施している「消費生活に関するパネル調査（JPSC）」からの個票データである。この調査の主な特徴は、若い女性（未婚および既婚女性）に焦点を当てたパネル調査だという点である。そのため、JPSCの回答者は女性のみである。ただし、既婚女性の場合（あるいは結婚して以降は）、夫に関する情報も毎年収集されている。1993年の調査開始時の初期サンプルは、当時24～34歳の女性1,500人であった。その後、年齢の切れ目がないよう、ほぼ5年おき（1997年、2003年、2008年、2013年）に若い回答者が追加され、幅広い年齢層の女性が調査の対象となっている。サンプルの代表性を確保するため、対象者のサンプリングは全国から層化2段無作為抽出法により行われ、これまで比較的高い回答率（例えば、2019年の調査の回答率は約96%）を維持している。JPSCのもう一つの特徴は、世帯調査としては珍しく、個人資産に関する質問が含まれており、今回の分析に適したデータだということである。ただし、男性の資産保有額に関しては、既婚している回答者の夫のデータに限られることから、ここでは、男女間ではなく夫婦間に焦点を当てて資産格差の実態について検証することとする。

本分析では、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を避けるため、2019年の調査から

のデータを用いる。また、ここでは夫婦間の資産格差に焦点を当てることから、既婚の回答者のみを分析対象とする。加えて、女性の就労状況による資産格差への影響についても確認するため、分析サンプルには妻と夫の双方が生産年齢である夫婦、すなわち25～64歳の夫婦のみを含める。欠損値のある回答者を除いた最終的なサンプル数は917人である。

本分析における夫婦間の資産格差は、夫の純総資産（後ほど詳しく定義する）から妻の純総資産を差し引くことで算出する。従って、この値が正の値であれば、夫が妻より多くの資産を保有していることを意味し、負の値であればその逆を意味する。JPSCでは、既婚の回答者に対しては、世帯全体が保有している金融資産および本人名義で保有している金融資産について質問しているため、両者の値から夫が保有する金融資産を逆算することが可能である⁷。金融資産には、預貯金、有価証券、積立タイプの保険が含まれる。預貯金には、郵便局や銀行、信用金庫などの各種預貯金や社内預金、金投資口座、金貯蓄口座、中期国債ファンドなどが含まれる。有価証券には、株式や債券、株式投資信託、公社債投資信託、貸付信託、金銭信託などが含まれる。

実物資産に関しては、回答者の主たる住居（該当する場合は土地も含む）の市場価値をもとに計算する。JPSCでは、回答者が本人またはその家族が所有する住居に住んでいる場合、その住居（該当する場合は土地も）の市場価値と所有権について質問している。ただし、複数の家族が共同で所有している場合、各所有者の正確な持分割合に関するデータは収集されていない。したがって、このようなケースにおいては、各所有者の持分割合は均等であるという仮定の下、妻および夫それぞれが保有する実物資産を計算する。

純実物資産と純金融資産は、実物資産と金融資産の総額から、それぞれ住宅ローンとその他の負債⁸を差し引くことによって計算し、純総

⁷ より正確には、世帯全体で保有している金融資産には、世帯に他の世帯員がいる場合でも、回答者、その夫、およびその子どもが保有する金融資産の値のみが含まれる。残念ながら、子ども名義の金融資産と、回答者および夫名義の金融資産とを区別することはできないものの、子ども名義の金融資産の割合は相対的に小さいことが予想される。

⁸ JPSCでは、負債に関するデータは個人単位ではなく夫婦単位でのみ収集されている。したがって、ここでは、回答者名義の住宅ローンおよびその他の負債の額は、それぞれ、本人名義の実物資産および金融資産が夫婦全体の实物資産および金融資産に占める割合と負債の場合の割合とが等しいという仮定の下で計算している。

資産は純実物資産と純金融資産とを足し合わせたものである。ところで、JPSCでは、セカンドハウスや年金資産、自動車、耐久消費財などの所有に関する質問は含まれていない。一般的に、男性は女性よりもこれらの資産をより多く所有する傾向にあることから、本節で示す夫婦間の資産格差は、実際の差の下限值になっている可能性が高いことを指摘しておく。

4.2. 夫婦間における資産格差の現状

表1は、夫婦間における資産保有額の差をまとめたものである。これによると、夫の方が妻よりも平均してより多くの資産を保有しており、夫婦間における資産保有額の差は平均して約550万円である。夫婦の純総資産に占める妻の純総資産の割合は約31%であり、これは先行研究(Frémeaux and Leturcq 2022; Grabka et

al. 2015; Rehm et al. 2022)で示された割合よりも小さい。純実物資産に限定すると、妻の純実物資産の割合は更に小さく、19%程度である。つまり、日本における夫婦間の資産格差が比較的大きい要因の一つとして、日本では夫婦が主たる住居を共同で所有することがそれほど一般的ではないことが考えられる。欧米諸国を対象とした先行研究では、持ち家には男女間の資産格差を縮小させる効果があることが示されているが(例えば、Grabka et al. 2015; Meriküll et al. 2021; Szymborska 2022)、ここで示す数字は、日本ではそのような効果が確認されないことを示唆するものである。

次に、表2では、妻の雇用形態別に夫婦間における資産保有額の差を示している。男女間の資産格差に関する先行研究でも女性の雇用形態の重要性が示されているように、ここでも、妻の雇用形態と夫婦間における資産格差との間に

表1 夫婦間の資産格差

	平均値 (千円)	夫婦間の差	
		絶対値 (千円)	割合 (%)
夫婦の純総資産	14,152		
妻の純総資産	4,326	5,500	30.57
夫の純総資産	9,826		

注：絶対値は夫の純総資産の平均値から妻の純総資産の平均値を差し引いた値を示し、割合は妻の純総資産の平均値を夫婦の純総資産の平均値で除した値を示す。

出所：「消費生活に関するパネル調査」からのデータを用いて計算

表2 妻の雇用形態別夫婦間の資産格差

妻の雇用形態	妻の純総資産 (千円)	妻の純金融資産 (千円)	妻の純実物資産 (千円)	夫婦の純総資産 (千円)	夫婦間の差	
					絶対値 (千円)	割合 (%)
無職	3,519	2,672	847	15,756	8,718	22.33
正規雇用者	6,033	5,280	753	14,589	2,524	41.35
非正規雇用者	3,564	2,973	591	12,686	5,557	28.09
自営業者	12,021	8,950	3,071	27,994	3,952	42.94
家族従業者	2,591	2,019	571	9,054	3,872	28.61
全サンプル	4,326	3,571	755	14,152	5,500	30.57

注：絶対値は夫の純総資産の平均値から妻の純総資産の平均値を差し引いた値を示し、割合は妻の純総資産の平均値を夫婦の純総資産の平均値で除した値を示す。

出所：「消費生活に関するパネル調査」からのデータを用いて計算

強い相関が確認される。妻が無職や非正規雇用者である場合においては、夫婦間の資産格差は大きく、妻が正規雇用者あるいは自営業者である場合には資産格差が小さいことが確認できる。実物資産に関しては、妻が自営業者である場合以外は、妻の雇用形態に関係なく保有額は平均して小さい傾向にあるが、金融資産に関しては、妻が正規雇用者あるいは自営業者である場合はそうでない場合と比較して、妻の保有額が顕著に大きい。これらの数字は、妻の雇用形態が、主には金融資産を通じて、夫婦間の資産格差を決定づける重要な要因になっていることを示唆するものである。

4.3. 考察

本節では、日本においても夫婦間における資産格差が確認されたが、その度合いは欧米諸国を対象とした先行研究が報告しているものよりも大きいことが示された。表1および表2が示す記述統計から、その主な理由として、日本では夫婦が共同で主たる住居を所有することが欧米諸国ほど一般的ではないこと、また正規雇用者や自営業者として働く割合が男性と比較して低いことなどが考えられる。

日本では夫婦別産制がとられており、年間110万円という基礎控除額を上回る場合は、夫婦間においても資産の移転は贈与税の対象となる。ただし、生活費や子どもの教育費などのための移転に関しては、贈与税は課されない。また、毎年の基礎控除額に加え、婚姻期間が20年以上の夫婦間で居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、最高2,000万円までの控除（配偶者控除）を受けることができる特例もある。しかし、婚姻期間が20年未満の夫婦の場合、妻が自分の持ち分を支払うだけの資産がなく、また持ち分のローンを組むだけの収入がない場合においては、夫婦が共同で住宅を購入した場合、夫が本人の資産の一部を妻に贈与したと税務署が判断し、贈与税が課されることになる。したがって、日本では、妻に十分な収入や資産がない場合、夫婦が共同で住宅を所有することは制度上難しい。ただし、興味深い点は、婚姻期間中の夫婦間の資産移転は贈与税の課税対象となるものの、離婚時や一方の配偶者が死亡した際には、

夫婦が協力して蓄積した資産は共有財産として扱われる。つまり、資産の所有名義が一方の配偶者であっても、もう一方の貢献があったとみなされる資産は共有財産に該当し、離婚時には財産分与の対象となる。

このような日本の制度の下では、婚姻期間中に共同で資産を所有することは難しく、これが夫婦間の資産格差に一定の影響を及ぼしていると考えられる。夫婦が共同で主たる住居を所有することがより一般的である欧米諸国を対象とした先行研究では、住宅資産における夫婦間の資産格差が他の資産と比較して小さいこと（Grabka et al. 2015）、また持ち家が男女間の資産格差を縮小させる効果を有することなどが示されているが（例えば、Meriküll et al. 2021; Szyborska 2022）、本節で得られた日本に関する結果はこれらとは対照的である。実際、ドイツについて分析したLersch（2017）は、夫との共同での住宅投資が結婚後の妻の資産蓄積を促進することを示しているのに対し、Niimi（2022）は、日本では女性の資産形成においてそのような結婚による資産プレミアムが確認されないことを指摘している。

もちろん、妻が夫と同程度の収入を得ていれば、夫婦別産制やそれに基づいた税制度は問題にならないかもしれない。しかし、既に指摘しているように、日本では男女の賃金格差は比較的大きい傾向にあるほか、日本では無職や非正規雇用者として働く女性が少なくない。その背景には、他の制度の影響が考えられる。日本では、上述の制度に加え、納税者に所得税法上の控除対象となる配偶者がいる場合には、納税者およびその配偶者の所得が一定の水準以下であれば、配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができる。控除額は、納税者と配偶者のそれぞれの所得に応じて段階的に決定される。同様に、配偶者の所得が一定の基準以下であれば、社会保険料の納付も免除される。これらの制度は、一方の配偶者が働いていない、あるいは限られた収入しか得ていない場合には、経済的な恩恵を与える。ただし、それと同時に、一方の配偶者の労働供給を抑えるという歪みももたらす。日本の場合、夫が主たる稼ぎ手である傾向が強いため、上述のような控除を受けるために労働時間を抑えるのは、多くの場合、妻である。実際、日本の女性の労働力参加率は

1990年の62.2%から2022年には78.5%へと大幅に上昇し⁹、欧米諸国並みの水準に達したが、2022年には女性の53.4%が非正規雇用者として働いている。これは男性の22.2%よりはるかに高い割合となっている¹⁰。日本では、性別役割分担が世帯内などで比較的根強く残っている上に、上述のような制度がこれを助長するような設計になっているため、既婚女性の労働供給が妨げられ、これが妻の資産蓄積、ひいては夫婦間の資産格差に重要な影響を及ぼしている可能性が高いと考えられる。

5. おわりに

本稿では、これまで看過されがちであった資産形成における男女格差について検証することを主たる目的とした。男女間および夫婦間における資産格差、また結婚が女性の資産形成に与える影響などについて分析した先行研究を概観したところ、一貫して、男女間のみならず夫婦間においても資産格差が確認され、男性に比べ女性の資産保有額が少ない傾向にあることが明らかとなった。その主な要因としては、所得や労働市場における特色、ポートフォリオの構成などでみられる男女の違いが挙げられているほか、夫婦間の資産格差においては夫婦財産制といった制度や夫婦間の交渉力の差などが一定の役割を担うことが示されている。他方、欧米諸国を対象としたこれまでの研究では、少なくとも主たる住居に関しては夫婦が共同で所有する傾向がみられるなど、住宅資産は男女間の資産格差を縮小させる働きを有することが指摘されている(例えば、Meriküll et al. 2021; Szymborska 2022)。

これまでの先進諸国に関する先行研究は欧米諸国のみが対象となっているため、本稿では、「消費生活に関するパネル調査」からの個票データを用いて、日本における夫婦間の資産格差について検証することを試みた。これによると、日本においても夫婦間における資産格差が確認

されたが、その度合いは欧米諸国を対象とした先行研究が報告しているものよりも大きいことが明らかとなった。その主な理由としては、日本では夫婦が共同で主たる住居を所有することが欧米諸国ほど一般的ではないこと、また無職や非正規雇用者である女性が比較的多いことなどが挙げられる。これらの背景には、日本では、結婚による妻の所得の損失を夫からの資産移転で補填しにくい税制度になっていること、また税制度や社会保険制度が夫婦に妻の労働供給を抑えるインセンティブを与える設計になっていることなどがあると考えられる。ただし、これらは記述統計に基づいた見解であり、日本の夫婦間における資産格差の主たる要因を追求するにあたっては、回帰分析などといったより厳密な分析が求められることは言うまでもない。

しかしながら、本稿で示された結果からいくつかの政策的含意を導くことができる。一つには、男女間および夫婦間の資産格差を是正するには、男女間の賃金格差など、労働市場における男女差別を解消することが不可欠である。加えて、日本においては、夫婦に妻の労働供給を抑えるインセンティブを与えるような現行の税制度および社会保険制度の見直しが急がれる。更に、日本の場合、夫婦が共同で住宅を所有することの障壁の一つとして、夫婦間の資産移転が贈与税の対象になっていることが考えられるとすると、このような税制度の見直しについても議論の余地があるのではなからうか。夫婦間における資産格差は、夫婦間で望ましくない経済的な依存関係を生み出しかねず、また夫婦間の交渉力の分配にも影響しかねないため、資産格差是正に向けた取組みは喫緊の課題であることは間違いない。

参考文献

- Agarwal, B., Anthwal, P., and Mahesh, M. (2021) How Many and Which Women Own Land in India? Inter-gender and Intra-gender Gaps. *Journal of Development Studies*, 57(11), 1807-1829.
- Anglade, B., Useche, P., and Deere, C. D. (2017) Decomposing the

⁹ これらの統計は「OECD.Stat」からのものである(2023年8月2日取得、https://stats.oecd.org/viewhtml.aspx?datasetcode=DEC_1&lang=en#)。

¹⁰ 男女の非正規雇用者に関する統計は、「労働力調査」の長期時系列データに含まれる年平均の値である(2023年3月15日取得、<https://www.stat.go.jp/data/roudou/2.html>)。

- Gender Wealth Gap in Ecuador. *World Development*, 96, 19-31.
- Austen, S., Jefferson, T., and Ong, R. (2014) The Gender Gap in Financial Security: What We Know and Don't Know about Australian Households. *Feminist Economics*, 20(3), 25-52.
- Austen, S., Ong, R., Bawa, S., and Jefferson, T. (2015) Exploring Recent Increases in the Gender Wealth Gap among Australia's Single Households. *Economic and Labour Relations Review*, 26(1), 3-28.
- Becker, G. S. (1981) *A Treatise on the Family*, Harvard University Press.
- Black, S. E., Devereux, P. J., Landaud, F., and Salvanes, K. G. (2022) Gender and Inheritances. *AEA Papers and Proceedings*, 112, 68-72.
- Chiappori, P. A. (1988) Rational Household Labor Supply. *Econometrica*, 56(1), 63-89.
- Chiappori, P. A., and Molina, J. A. (2020) The Intra-spousal Balance of Power within the Family: Cross-cultural Evidence. In W. K. Halford and F. van de Vijvir (eds.) *Cross-Cultural Family Research and Practice*, 185-209, Elsevier.
- Cordova, K., Grabka, M. M., and Sierminska, E. (2022) Pension Wealth and the Gender Wealth Gap. *European Journal of Population*, 38, 755-810.
- Crosen, R., and Gneezy, U. (2009) Gender Differences in Preferences. *Journal of Economic Literature*, 47(2), 448-474.
- Doss, C., Kovarik, C., Peterman, A., Quisumbing, A., and van den Bold, M. (2015) Gender Inequalities in Ownership and Control of Land in Africa: Myth and Reality. *Agricultural Economics*, 46(3), 403-434.
- Edlund, L., and Kopczuk, W. (2009) Women, Wealth, and Mobility. *American Economic Review*, 99(1), 146-178.
- Frech, A., Painter, M., and Vespa, J. (2017) Marital Biography and Mothers' Wealth. *Journal of Family and Economic Issues*, 38, 279-292.
- Frémeaux, N., and Leturcq, M. (2020) Inequalities and the Individualization of Wealth. *Journal of Public Economics*, 184, Article No. 104145.
- Frémeaux, N., and Leturcq, M. (2022) Wealth Accumulation and the Gender Wealth Gap across Couples' Legal Statuses and Matrimonial Property Regimes in France. *European Journal of Population*, 38, 643-679.
- Grabka, M. M., Marcus, J., and Sierminska, E. (2015) Wealth Distribution within Couples. *Review of Economics of the Household*, 13, 459-486.
- Hamaaki, J., Hori, M., and Murata, K. (2019) The Intra-family Division of Bequests and Bequest Motives: Empirical Evidence from a Survey on Japanese Households. *Journal of Population Economics*, 32(1), 309-346.
- Lersch, P. M. (2017) The Marriage Wealth Premium Revisited: Gender Disparities and Within-individual Changes in Personal Wealth in Germany. *Demography*, 54(3), 961-983.
- Lusardi, A., and Mitchell, O. S. (2008) Planning and Financial Literacy: How Do Women Fare? *American Economic Review: Papers & Proceedings*, 98(2), 413-417.
- Meriküll, J., Kukk, M., and Rõöm, T. (2021) What Explains the Gender Gap in Wealth? Evidence from Administrative Data. *Review of Economics of the Household*, 19, 501-547.
- Niimi, Y. (2022) Are Married Women Really Wealthier than Unmarried Women? Evidence from Japan. *Demography*, 59(2), 461-483.
- Painter, M., Frech, A., and Williams, K. (2015) Nonmarital Fertility, Union History, and Women's Wealth. *Demography*, 52(1), 153-182.
- Piketty, T. (2014) *Capital in the Twenty-First Century*, Belknap Press of Harvard University Press.
- Rehm, M., Schneebaum, A., and Schuster, B. (2022) Intra-couple Wealth Inequality: What's Socio-demographics Got to Do with It? *European Journal of Population*, 38, 681-720.
- Ruel, E., and Hauser, R. M. (2013) Explaining the Gender Wealth Gap. *Demography*, 50(4), 1155-1176.
- Saez, E., and Zucman, G. (2016) Wealth Inequality in the United States since 1913: Evidence from Capitalized Income Tax Data. *Quarterly Journal of Economics*, 131(2), 519-578.
- Schmidt, L., and Sevak, P. (2006) Gender, Marriage, and Asset Accumulation in the United States. *Feminist Economics*, 12(1-2), 139-166.
- Sierminska, E. M., Frick, J. R., and Grabka, M. M. (2010) Explaining the Gender Wealth Gap. *Oxford Economic Papers*, 62(4), 669-690.
- Sierminska, E., Piazzalunga, D., and Grabka, M. M. (2019) Transitioning Towards More Equality? Wealth Gender Differences and the Changing Role of Explanatory Factors over Time. *IZA Discussion Paper Series*, No. 12404.
- Szymsborska, H. K. (2022) The Evolution of Gender Wealth Inequality in the United States in a Changing Institutional Context. *Feminist Economics*, 28(2), 32-63.
- Tinghög, G., Ahmed, A., Barrafreem, K., Lind, T., Skagerlund, K., and Västfjäll, D. (2021) Gender Differences in Financial Literacy: The Role of Stereotype Threat. *Journal of Economic Behavior and Organization*, 192, 405-416.
- Ulker, A. (2009) Wealth Holdings and Portfolio Allocation of the Elderly: The Role of Marital History. *Journal of Family and Economic Issues*, 30, 90-108.
- UNDP (2019) *Human Development Report 2019. Beyond Income, Beyond Averages, Beyond Today: Inequalities in Human Development in the 21st Century*, United Nations Development Programme.
- Vespa, J., and Painter, M. A. (2011). Cohabitation History, Marriage, and Wealth Accumulation. *Demography*, 48, 983-1004.
- Waitkus, N., and Minkus, L. (2021) Investigating the Gender Wealth Gap Across Occupational Classes. *Feminist Economics*, 27(4), 114-147.
- Warren, T. (2006) Moving Beyond the Gender Wealth Gap: On Gender, Class, Ethnicity, and Wealth Inequalities in the United Kingdom. *Feminist Economics*, 12(1-2), 195-219.
- World Economic Forum (2022) *Global Gender Gap Report 2022 Insight Report*.
- World Economic Forum (2023) *Global Gender Gap Report 2023 Insight Report*.